

(新規)

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	飯山市地域包括支援センター
所在地	飯山市大字飯山 1 1 1 0 番地 1 号
連絡先	T E L : 0 2 6 9 - 6 7 - 0 7 2 8 (直通) 0 2 6 9 - 6 2 - 3 1 1 1 (代表) F A X : 0 2 6 9 - 6 2 - 3 1 2 7
管理者	畔上 裕明
営業日	月曜日～金曜日 (祝日、12月29日～1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで
サービス提供実施地域	飯山市内

2 当事業所の法人概要

事業者名	飯山市
所在地	飯山市大字飯山 1 1 1 0 番地 1 号
連絡先 (代表)	T E L : 0 2 6 9 - 6 7 - 0 7 2 8 (直通) 0 2 6 9 - 6 2 - 3 1 1 1 (代表) F A X : 0 2 6 9 - 6 2 - 3 1 2 7 飯山市地域包括支援センター
代表者	飯山市長 江 沢 岸 生

3 職員の職種、職務内容

職種	職務内容
社会福祉士	総合相談支援・権利擁護・サービス計画作成業務
主任介護支援専門員	包括的継続的マネジメント・サービス計画作成業務
保健師・看護師	介護予防マネジメント・サービス計画作成業務

4 事業の目的・運営方針

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものです。

利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供いたします。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される介護予防サービス等

が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないように、公平中立に行います。

事業の運営に当っては、飯山市、居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携を図ります。

5 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

契約書本文第4条～第8条に定めるサービスの内容は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法
●ケアプランの作成 (契約書本文第4, 5, 7, 8条)	1 利用者のお宅を訪問又は利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 指定介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画表（以下「ケアプラン」という。）の原案を作成します。 4 ケアプランの原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 ケアプランの原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行います。
●サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)	・ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
●サービス実施状況の把握・ケアプラン等の評価 (契約書本文第4～5条)	1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じてケアプランの評価、変更等を行います。
●給付管理 (契約書本文第4条)	・ケアプランの作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成します。
●相談・説明 (契約書本文第4条)	・介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。
●医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第4条)	・ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
●財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第4条)	・利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な連絡を行います。

● ケアプランの変更 (契約書本文第 4 ～ 5 条)	・利用者がケアプランの変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービス等の変更を行います。
● 要介護認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第 6 条)	・利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要支援認定有効期間満了の 60 日前には、要介護認定等の更新申請に必要な協力を行います。
● サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第 7 条)	・利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 ・利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近のケアプラン及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。
● 介護支援専門員等の変更 (飯山市指定介護予防支援業務従事者)	・介護支援専門員等（飯山市指定介護予防支援業務従事者）の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。

6 契約の終了と更新について

契約の有効期間については、要支援認定の有効期間の満了日までとします。ただし、引き続きサービスを継続して利用する場合は自動更新されるものとします。

7 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する 10 日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。ただし、直ちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

なお、利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

8 サービスの苦情相談窓口

当社は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成したケアプランに基づいて提供された介護予防サービス等に関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい

● 当事業所の苦情相談窓口

飯山市地域包括支援センターへ

● 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

飯山市役所 民生部 保健福祉課 高齢者介護保険係	電話番号：0269-67-0727（直通） 0269-62-3111（代表） 受付時間（平日）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	電話番号：026-238-1580 受付時間（平日）午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分